

市立小・中学校の適正配置について

(答 申)

～教育環境の整備・充実をめざして～

平成 20 年 3 月

八王子市立学校適正配置等審議会（第 3 期）

はじめに ～第3期適正配置等審議会の基本的な考え方～

本審議会は、平成10年度に設置され、第1期として学校の適正配置・適正規模についての基本的な考え方及び方策についての審議・答申を行い、その後、平成14年度には、第2期として学校選択制についての審議・答申を行いました。

そして、ここに第3期として、教育委員会からの諮問に基づき、あらためて適正配置・適正規模についての基本的な考え方及び方策についての審議を行い、八王子市の教育環境を整え、充実が図れるよう、答申を行うものです。

第1期の適正配置等審議会からの答申(平成12年6月)が出されてから7年が経過し、その間、小規模校への対応として、3地域、6小学校で統廃合が実施されました。

統合後は、児童数の増加により学校の活性化が図られるなど、小規模によるデメリットが解消され、教育環境の向上として一定の成果があったものと考えられます。

しかし、市全体としては、その後も少子化の進行などから、学校の小規模化が進んでいる一方で大規模な住宅開発により、子どもの数が減少している地域と増加している地域とがあり、学校規模に大きな差が生じています。

また、市では、平成16年度から学校選択制(※)を実施しながら、特色ある学校づくりの推進、さらに小中一貫教育(※)や地域運営学校(※)など新たな教育改革への取り組みが行われています。

このように社会状況の変化や様々な教育改革が進んでいく中で、学校教育のあり方をあらためて考えたときの重要な点は、基礎的・基本的な知識及び技能の定着に加え、これらの知識・技能を活用し、自ら学び自ら考え、自己と他者、あるいは個人と社会との繋がりを意識しながら、社会の中で様々な人々と生活し、共に社会を創っていく力を育むことを目指していくという役割です。

公立学校を取り巻く環境が変化していく中で、諮問に当たっての五つの項目に沿いながら審議を進めていく過程では、多様な論点がありましたが、本審議会としては、公立学校の教育として子どもたちにとっての望ましい教育環境とは何かを中心に考えていくことが第一と考え、学校の規模、子どもの安全、そして、地域との関わりに重点を置いて議論を進めました。

目 次

はじめに ～今回の審議会の基本的な考え方～

第1章 市立学校の現状と将来予測

- 1 人口及び児童・生徒数の推移 1
- 2 児童・生徒数及び学校規模の将来予測 2
- 3 これまでの適正配置の推進への取り組み 5

第2章 適正配置・適正規模についての基本的な考え方

- 1 学校の配置と規模について
 - (1) 学校規模による長所、短所及び課題 7
 - (2) 望ましい学校規模 9
 - (3) 学校規模の定義 12
 - (4) 学校の配置と通学距離・時間 12
 - (5) 小規模校の対応 14
 - (6) 大規模校の対応 16
- 2 通学区域による学校と地域の関係について
 - (1) 現状と基本的な考え方 17
 - (2) 今後の通学区域による学校と地域の関係 18
- 3 小学校の通学区域と中学校の通学区域の関係について
 - (1) 現状と基本的な考え方 19
 - (2) 今後の小学校の通学区域と中学校の通学区域の関係 20
- 4 安心・安全な通学環境について
 - (1) 現状と基本的な考え方 21
 - (2) 今後の安心・安全な通学環境 21
- 5 学校の施設マネジメントについて
 - (1) 学校施設の維持管理 22
 - (2) 学校施設の有効活用 24
 - (3) 今後の学校施設のあり方 25

第3章 実現のための具体的な方策

- 1 適正配置を推進するための具体的な方策
 - (1) 望ましい規模の学校にするための方策 26
 - (2) 検討会等の設置による適正配置の推進 28
 - (3) 適正配置を推進する場合の留意事項 28
- 2 適正配置の推進と併せた取り組み 30

おわりに 33

審議会委員名簿 34

審議経過 35

資料編 37

用語の説明 68

(※)の付いた本文中の用語の説明を掲載しています。

第1章 市立学校の現状と将来予測

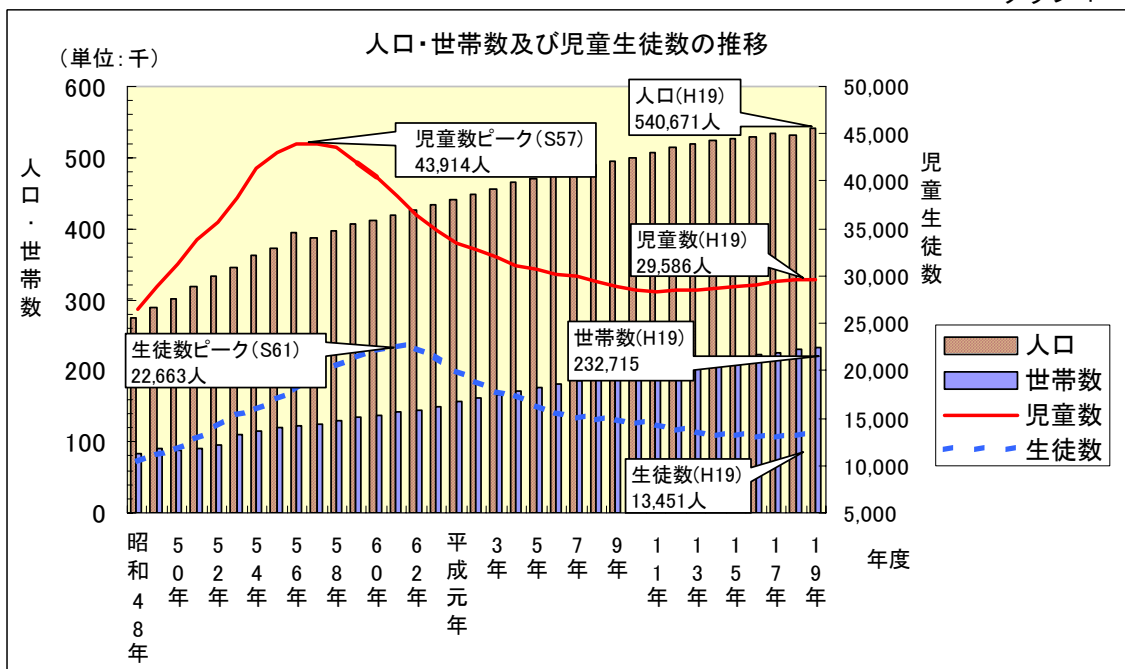
1. 人口及び児童・生徒数の推移

ア 八王子市の人口推移

八王子市の人口は、これまで増加し続けている。

今後の人口の将来予測については、平成27年588,000人、平成32年594,200人としている。（平成20年3月策定「八王子市地域保健福祉計画」による。）

グラフ-1



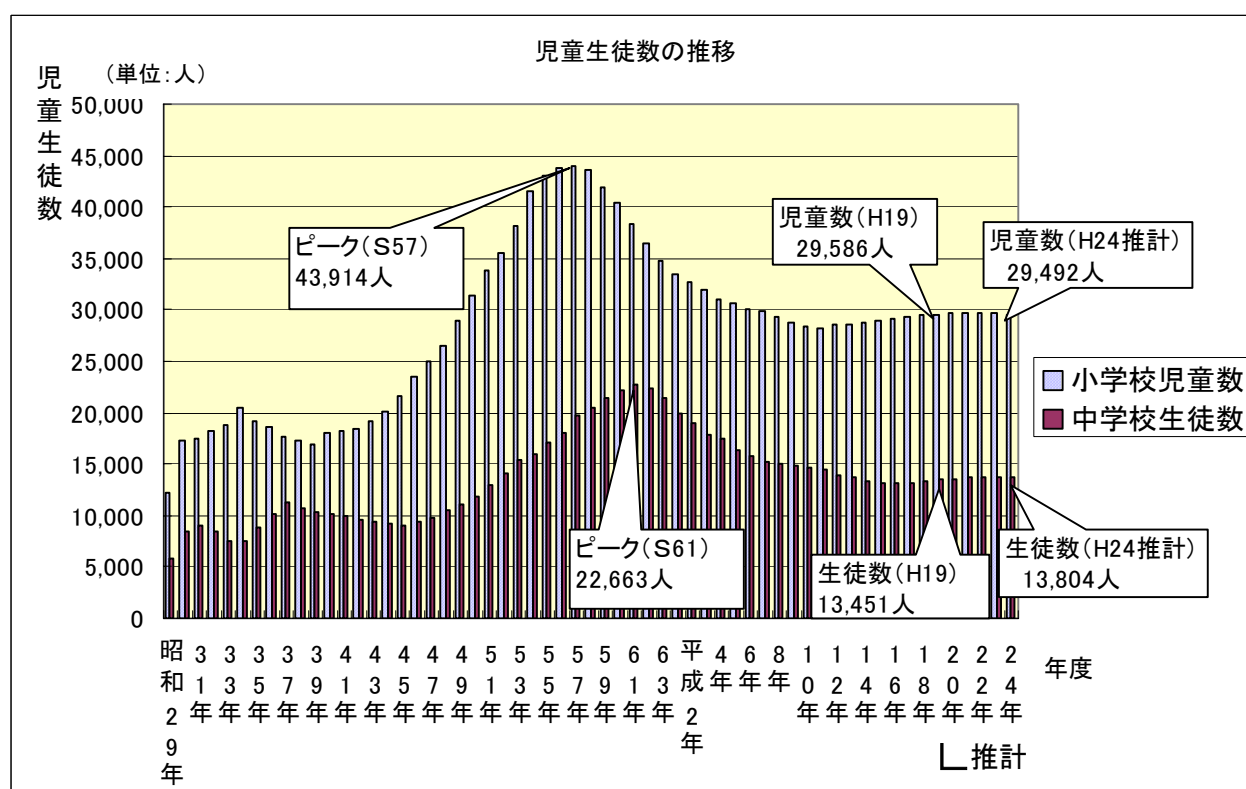
2. 児童・生徒数及び学校規模の将来予測

ア 児童・生徒数の将来予測

八王子市においては、ニュータウン等の大規模な住宅開発は、今後 10 年程度で終息すると見込まれる。

市教育委員会による市立学校の児童・生徒数の推計では、児童数については、今後も数年間は微増するが、平成 23 年度以降は再び減少に転じ、また、生徒数も微増傾向が続き、減少に転じるのは平成 25 年度以降になると予測している。

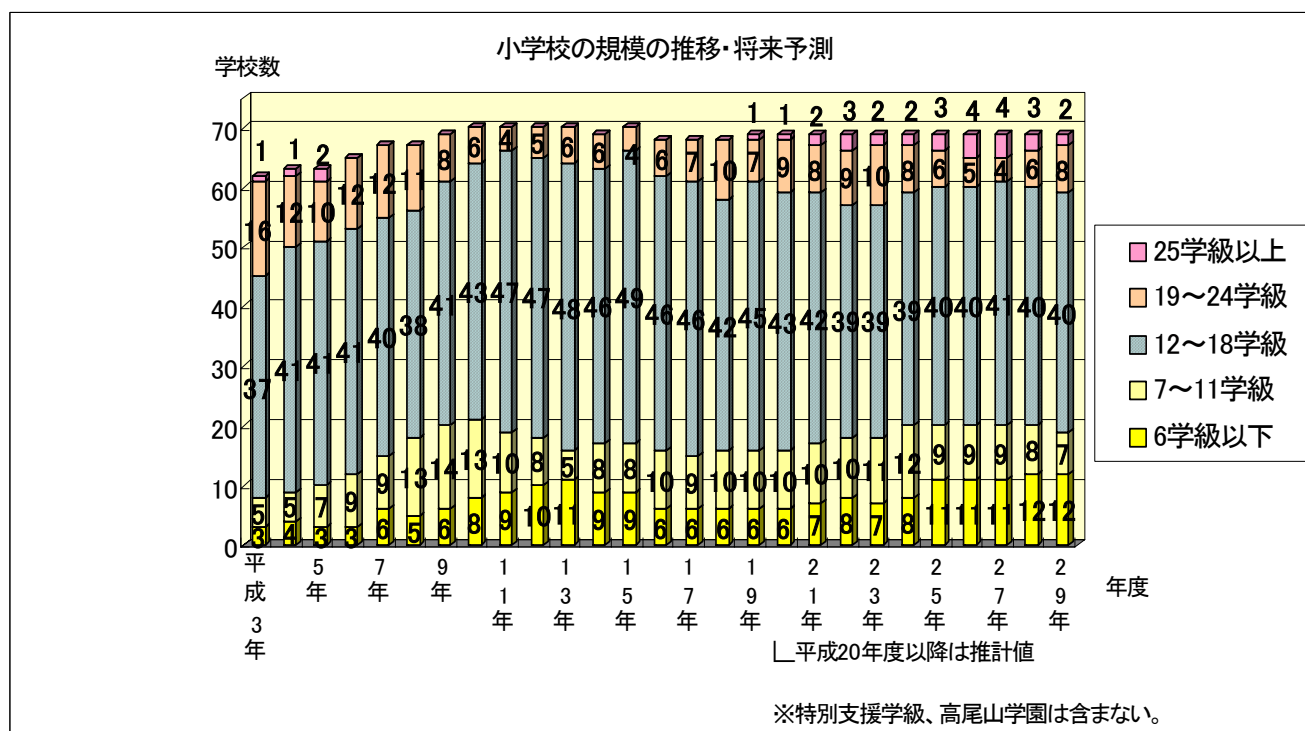
グラフ-2



※資料は市教育委員会統計による。(平成19年度までは、各年5月1日現在の実績値)

※特別支援学級・高尾山学園・夜間学級在籍児童・生徒数を含む。

※平成20年度以降はコーホート変化率法による推計値(平成19年10月時点での推計)



(平成19年度までは実績値、平成20年度以降は、市教育委員会推計による。(平成19年5月時点での推計))

小学校数については、児童数のピーク時である昭和57年度では58校であった。

その後、児童数は減少に転じたが、多摩ニュータウン地域等の開発に伴う児童の増加に対応するために、これまで14校を開校している。平成19年度には、八王子ニュータウン内に1校が開校し、今後は当面、新設の予定はない。

また、平成14年度から平成16年度にかけて、第1期の適正配置等審議会の答申を受け、3地域6学校の統廃合が行われ、3校が廃止になり、平成19年4月現在69校となっている。

なお、平成16年度に、高尾山学園(※)を開校しているが、不登校の児童・生徒のための学校として、通常の通学区域を持たず市内全地域から就学することができる学校であるため、本審議では、適正配置等の審議の対象から除外している。

学校の規模については、平成19年5月1日現在 最も児童数の少ない学校は、通学区域の大部分が市街化調整区域になっている上川口小学校(46人/6学級)で、最も児童数の多い学校は、多摩ニュータウン内で住宅開発が進行している鱒水小学校(847人/25学級)で、その差は大きなものとなっている。

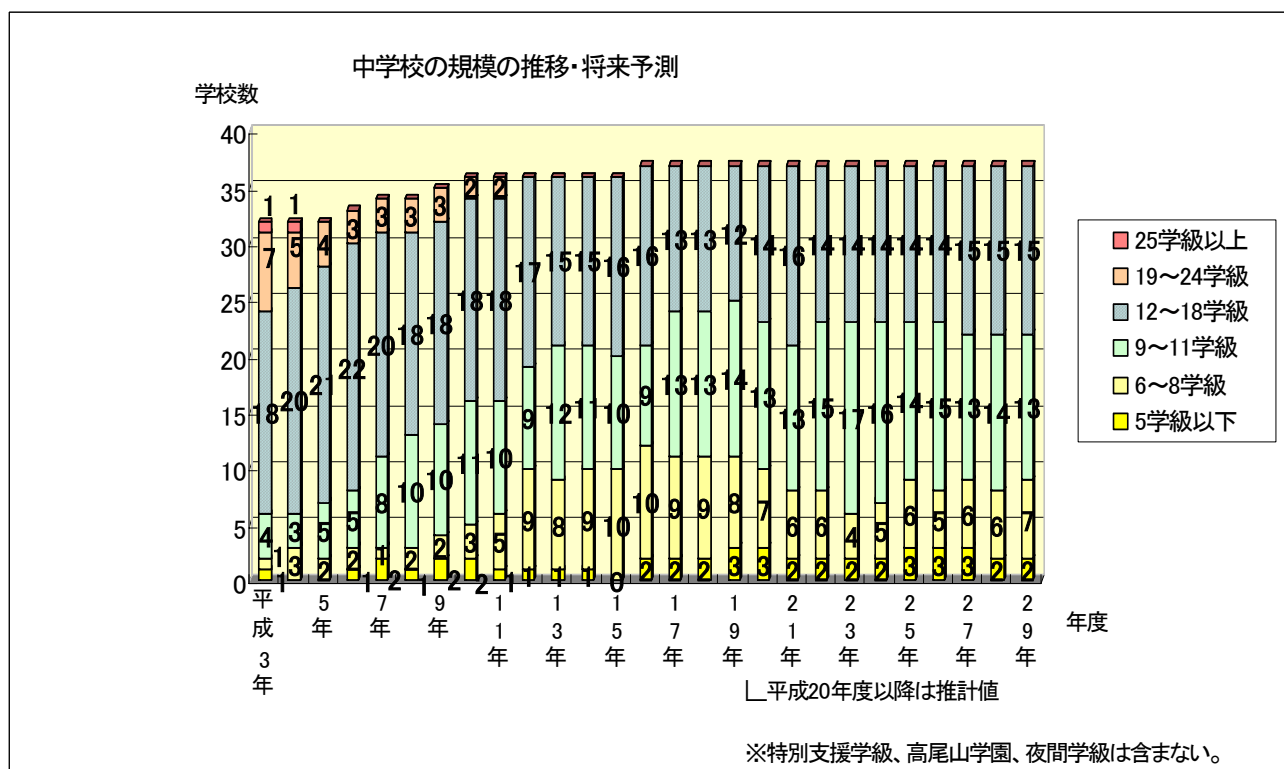
市全体を見ても、住宅開発により児童数が増加している地域と、少子化の進行などから児童数が減少している地域との学校規模に差異が生じており、この傾向は今後も継続するものと考えられ、児童が減少している地域の学校の小規模化の進行が懸念される。

小学校では、昭和 57 年以降、児童数が減少に転じ、40 年代から 50 年代にかけて大量の入居があった多摩ニュータウンや公団等による大規模団地のある地域及び市西部の市街化調整区域などの学校が小規模化している。

平成 19 年度現在、11 学級以下の学校は 16 校あり、全体との比率は、23%となり、5 年後、10 年後には、それぞれ 29%、27%と予測している。

今後、小規模化する学校が顕著に増える見込みはないものの、全学年が単学級となる 6 学級以下の学校数の増加が見込まれ、小規模化している学校では、さらに規模が小さくなることが推測でき、適正な教育環境を維持していく上での課題として指摘できる。

グラフ 4



(平成19年度までは実績値、平成20年度以降は、市教育委員会推計による。(平成19年5月時点での推計))

中学校数についても、生徒数のピーク時である昭和 61 年度では 30 校であったが、その後 7 校を開校し、平成 19 年 4 月現在 37 校となっている。なお、新設理由は小学校と同様であるが、中学校では、これまで統廃合は実施されていない。

規模についても、小学校と同様に全体的に規模が縮小している。

規模ごとに見てみると、平成 4 年度では、12 学級～18 学級の規模の全体に占める割合は、63%であったが、現在では、32%まで減少し、今後も、やや回復するものの、40%前後であり、11 学級以下の学校数が増加しており(60%前後)、小学校よりも小規模化は顕著であると言える。

3. これまでの適正配置の推進への取り組み

ア これまでの経過等

表－1

対象校	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
上館小学校 殿入小学校	6月 適正配置等 審議会答申 1月 学校規模適正化の方針決定 統廃合計画の発表	説明会 統廃合準備会(全8回)	校舎改修 ◎統合 館小学校 (殿入小校舎使用)	校舎移転(上館小校舎使用) (空き校舎改修) → (高尾山学園開校)			
松が谷小学校 三本松小学校 鹿島小学校		説明会	統廃合計画の発表	統廃合協議会(全17回)	◎統合 松が谷小学校 (松が谷小と鹿島小の統廃合計画は一時中断)	説明会	
寺田小学校 稲荷山小学校			統廃合計画の発表 説明会	統廃合協議会(全11回)	(寺田小校舎使用) ◎統合 緑が丘小学校	校舎増築	

これまでの市の適正配置の推進への取り組みは、平成12年6月に第1期の適正配置等審議会答申後、「市立学校の学校規模の適正化について(平成13年1月25日 教育委員会決定)」により、具体的な学校名を挙げ、適正規模を確保していく方策として統廃合を実施する方針を策定した。

その後、平成13年1月に2地域、平成14年6月に1地域の統廃合計画を発表し、説明会の実施や準備会・協議会を設置し、7つの小学校を対象として統廃合を進めてきた。

3つの地域では、それぞれ、保護者や地域住民との合意形成が図られ、統廃合が実施されたが、鹿島小学校については、通学区域内に新たに大規模集合住宅が建設され、今後の統廃合については、一時中断している。

いずれの小学校も統合後は児童数が増えたことにより、多様な人間関係の形成、様々なグループ編成による学習形態の多様化、学校行事等の活性化などが図られたとの声が聞かれ、統合の成果があったものと考えられる。

しかし、統合後もさらに児童が減り続けている学校もあり、平成19年度4月現在では、緑が丘小学校を除く3つの小学校では、12学級を下回っている。

イ 統合前後の児童数及び学級数

表－２

① 館地域 平成14年3月1日現在

統合前の児童数	1年		2年		3年		4年		5年		6年		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
上 館 小 学 校	30	1	27	1	21	1	25	1	22	1	30	1	155	6
殿 入 小 学 校	22	1	20	1	18	1	21	1	27	1	33	1	141	6



統合後の児童数 平成14年4月8日現在

統合後の児童数	1年		2年		3年		4年		5年		6年		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
館 小 学 校	43	2	49	2	44	2	37	1	45	2	49	2	267	11

※上館小学校と殿入小学校を廃止し、校名を館小学校として両校を統合。

② 鹿島・松が谷地域 平成16年3月1日現在

統合前の児童数	1年		2年		3年		4年		5年		6年		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
松が谷小学校	32	1	22	1	26	1	28	1	27	1	25	1	160	6
三本松小学校	17	1	13	1	15	1	11	1	14	1	9	1	79	6
(鹿島小学校)	17	1	31	1	21	1	30	1	27	1	34	1	160	6



統合後の児童数 平成16年4月6日現在

統合後の児童数	1年		2年		3年		4年		5年		6年		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
松が谷小学校	44	2	45	2	33	1	39	1	37	1	41	2	239	9
(鹿島小学校)	23	1	20	1	28	1	23	1	30	1	27	1	151	6

※三本松小学校を廃止し、松が谷小学校と統合。

※鹿島小学校は、通学区域内に大規模集合住宅が建築中のため、松が谷小学校との統合計画が中断している。

③ 寺田地域 平成16年3月1日現在

統合前の児童数	1年		2年		3年		4年		5年		6年		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
寺 田 小 学 校	53	2	47	2	50	2	60	2	50	2	63	2	323	12
稲荷山小学校	10	1	6	1	13	1	18	1	15	1	30	1	92	6



統合後の児童数 平成16年4月6日現在

統合後の児童数	1年		2年		3年		4年		5年		6年		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
緑が丘小学校	69	2	62	2	53	2	63	2	78	2	64	2	389	12

※寺田小学校と稲荷山小学校を廃止し、校名を緑が丘小学校として両校を統合。

※ 平成19年5月1日現在の児童数・学級数

	計	
	児童数	学級数
館 小 学 校	218	8
松が谷小学校	240	10
(鹿島小学校)	164	6
緑が丘小学校	405	13

第2章 適正配置・適正規模についての基本的な考え方

1. 学校の配置と規模について

(1) 学校規模による長所、短所及び課題

学校教育を行う上では、学校規模の大小により、学習・生活面、教育指導面、学校運営面などに様々なメリット・デメリットが発生すると考えられる。

特に子どもたちにとって望ましい教育環境を考える上で大切なのは、集団の中で他人との交流を通して学び、多様な個性とふれあい、お互いの個性の違いを認めあいながら豊かな個性を育むことや習熟度別学習や課題別学習など少人数指導(※)による個に応じた指導の充実等、多様な教育を進めることなどがあげられ、そのためには、学校の一定規模を確保し、維持していく必要がある。

一方、児童・生徒一人一人を把握しやすいことやきめ細やかな指導などを考えると小規模校の利点も認められる。

しかし、これらの利点は小規模校でなければ達成できないというわけではなく、一定の規模の学校においても可能であると考えられ、学校規模については、公立学校として必要な教育環境の整備・充実という視点で審議を進めた。

小規模校の長所・短所については、平成12年6月に出された第1期審議会の答申の第二章で論じられている「学校規模による傾向」中、「小規模校の長所と思われるもの、短所と思われるもの」(「表-3」)を基本に審議を行った結果、小規模校の長所・短所についての考え方は、その後も大きな変化はないものとする。

小規模校の長所・短所を踏まえた上で、次の点を小規模校の課題として捉え、教育環境の整備・充実のためには、適正な学校の規模を維持することにより、これらの課題を解消することが重要であるとする。

□ 小規模校における課題

児童・生徒数や学級数が少ないことから、次の課題を挙げることができる。

1. グループ編成が限定される。
2. 教員数が少ない。
3. 選択教科やクラブ活動・部活動の種類が制限される。
4. 1学級ではクラス替えができない。
5. 1学年5人以下の学年が連続した場合、複式学級(※)となる。

	長所と思われるもの	短所と思われるもの
学習・生活面	・運動会、学芸会、文化祭等の行事において、児童・生徒全員が何らかの役割を持って参加することが可能である。 ・まとまりやすく、児童・生徒相互間の理解が深まりやすい。 ・異年齢集団の中で、上級生としてのリーダーシップが育ちやすい。	・児童・生徒一人一人に目が行き届いた指導が可能なことから、かえって依存心が強くなりがちである。 ・運動会、学芸会、文化祭等の行事において、役割等が多く負担が過重になりがちである。 ・少人数のため、行事で活気や盛り上がり欠ける傾向がある。 ・クラブや部の選択幅が狭くなると共に、チーム編成にも支障が生じる。 ・人間関係が固定化し、役割等に変化がなく、多様な個性との触れ合いが限定される。
教育指導面	・児童・生徒一人一人に目が行き届き、児童・生徒の状況が把握しやすく、個性や能力に応じた指導を進めやすい。 ・指導が徹底しやすく、迅速な対応が可能である。 ・教職員間で児童・生徒一人一人についての情報交換が容易であり、共通理解を図った指導がしやすい。	・運動会、学芸会、文化祭等の行事において、十分な役割分担ができず円滑な運営に困難が伴う。 ・学年単位としての活動がしにくい面がある。 ・教員数が少なくなることから、教材・学習材や指導観について意見交換が図れず、固定的な授業になりがちである。
学校運営面	・校務担当者間の連携・協力が得やすく、臨機応変の対応が取りやすい。 ・多様な校務の経験により、教職員間の意識の高まりや視野の広がりを期待できる。	・学年会や教務部会の運営が難しくなる。 ・校務分掌において一人の教員に対する担当分掌数を増やさざるを得ない。 ・学年単位の行事を行うたび、中学校では他学年にも影響がでる。 ・教職員の休暇等での補いの調整に困難が伴う。 ・教員が各教科一名という状況で、教員研修への参加が難しくなる。 ・児童・生徒の数が減少することにより、遠足、移動教室等について一人当たりの保護者の経済的負担が増加する。

(出典：第1期 適正配置等審議会 答申)

大規模校については、長所として多くの友だちや教師にめぐり会え、人間関係が豊かになることや活気ある学校経営が行える一方で、児童・生徒数の増加に伴い、少人数指導を行う際の教室や体育館、校庭などの施設面に余裕がなく、教育活動に制約が生じる場合もあり、次の点が課題であると考えられる。

□ 大規模校における課題

児童・生徒数や学級数が多いことから、次の課題を挙げることができる。

1. 少人数指導を行う際の教室の確保が困難な場合がある。
2. 体育館、校庭、プールの使用が制約される。(一人あたりの面積が小さくなる。)
3. 学芸会・運動会などの学校行事の際、時間的な制約を受ける。
4. 全校集会や学年単位での校内の移動の際、移動時間が多くかかる。
5. 移動教室や校外活動などの行先が制約される。

(2) 望ましい学校規模

前項の「学校規模による長所、短所及び課題」については、第1期の審議会答申以降、習熟度別学習をはじめとする学習形態の多様化など、学習環境の変化も認められるが、学校規模についての考え方に大きな変化はないとの結論に至った。

望ましい学校規模について、本審議会では、第1期の審議会答申で出された「小学校、中学校とも12学級から18学級を望ましい学級数と考える。」とする考え方を踏まえ、あらためて、小学校と中学校を分け、学習・生活面、教育指導面及び学校運営面、並びに、学級運営及び学年運営の観点から適正規模について審議を行った。

これらの観点では、それぞれの規模に応じた考え方があることや、地域の実情を踏まえると、一律に適正規模を論じることの難しさを認識したが、次のアからウまでのとおり審議の結果をまとめた。

なお、審議の過程では、学校規模を学級数で捉えるのか児童・生徒数で捉えるのかという議論があったが、望ましい学校規模を考えた場合、学級運営面や教員配置など学級を単位とした検討が必要であることから、学級数で捉えることとした。

同時に、教育環境を充実していくため、現在の学級人数についても触れ、少人数学級についての議論にも及んだが、学級人数については、東京都教育委員会の定める学級編制基準(※)に基づくものであり、直ちに学級編制の見直しがあることは見込めないことから、本審議会では、現状の学級人数を前提として審議を行うものとした。

ア 学級数の上限と下限

① 小学校

(ア) 学級数の下限

学習・生活面、学級運営の観点から、一定の児童数の確保と 1 学年複数学級の維持が必要であり、加えて、教員の配置面から、1 学年 2 学級を学級数の下限として考える。

学校では、学級単位での活動を基本に学習集団・生活集団が形成されていると言える。

1 学年で複数学級が確保されれば、1 学級 40 人制の現在の学級編制基準では、41 人を超えると 2 学級となり、1 学級 20 人または 21 人の学級編制になる。

最低でも 20 人程度の人数であれば、学級を分けてグループ編成を行う場合でも一定のグループ数を確保することができる。

複数学級が確保できず、さらに 1 学級の児童数が減少した場合では、一定のグループ数の確保が困難となり、学習方法等が制約される場合がある。

並びに、小学校では 6 年間を通じ、人間相互の関係についても学ぶ時期であり、多様な人間関係の体験が必要である。6 年間の中で学級編制替え(クラス替え)が行われることは、人間関係を発展させるとともに、学級単位のほか「学年」の意識を持つことができ、「学級集団」、「学年集団」といった重層的な集団を経験することが可能となる。

(イ) 学級数の上限

学習・生活面、学年運営の観点に加え、施設・設備面などの学校運営面の観点から 1 学年 3 学級を学級数の上限として考える。

学校では、学級単位での活動を基本としながら、習熟度別学習など多様な学習形態や学校行事など、学年単位での活動も重要であり、1 学年 3 学級の規模であれば、より柔軟な学習活動が可能となる。

なお、1 学年 4 学級の規模までであれば、学年運営上では大きな支障はないと考え、受入れ教室数の確保など施設・設備面に支障をきたさない限り、1 学年 4 学級の規模までを学級数の上限とする考え方もあったが、市内の学校施設の現状を考慮すると教室数が 24 学級を確保できない小学校もあり、標準的な考え方としての学級数の上限を考えた場合、18 学級を上限とすることが適当であると判断した。

② 中学校

(ア) 学級数の下限

小学校と同様に学習・生活面、学級運営及び教員の配置の観点に加え、多様な選択教科や部活動の開設が可能となることから、1 学年 4 学級を学級数の下限として考える。

なお、学年運営を考えた場合には、1 学年 3 学級を下限としても、大きな支障がないと考えられる。また、中学校では、教科担任制のもと複数の教科担任を確保できる最低限の学級数

は9学級であることや、12学級規模の2つの小学校から、1つの中学校に進学する場合に、9学級の規模になる場合もあることなどから、9学級を学級数の下限とする意見もあった。

(イ) 学級数の上限

上限についても小学校と同様に、学習・生活面及び施設・設備面などの学校運営面の観点から、1学年6学級を学級数の上限として考える。

しかし、学年運営の観点では、学年の生徒数が多いと、一人の教員が学年全体を把握することが難しくなり、1学年5学級程度までの規模が望ましいとの意見もあった。

イ 望ましい学校規模

望ましい学校規模としての学級数については、小学校・中学校とも12学級から18学級までと考える。

ただし、学校規模について、小学校・中学校及び学級数の上限・下限、並びに、学習・生活面、教育指導面及び学校運営面に加え、学級運営及び学年運営など多角的な検討を行ったが、各観点からは、望ましいと考える規模が必ずしも一致せず、したがって、望ましい学校規模の範囲とは、一律な基準ではなく、標準的な考え方とすることが適当であり、この規模の範囲では、学習・生活面等においてデメリットが発生しにくい範囲として示すものである。

したがって、個々の学校の教育環境として適切な規模を考える場合においては、その地域の実態に合わせて考えていくことも必要であり、すなわち、望ましい学校規模の範囲より小さい規模や大きい規模の学校が、直ちに教育環境として、不適切であると結論づけるものではない。

12学級から18学級までの範囲を基本に、小さい規模では、周辺の学校の配置状況や個々の地域の実態を考慮し、大きい規模の学校については、施設・設備の状況等を考慮し、学校、保護者及び地域住民が相互に、適切な教育環境としての学校規模を考えていくことが大切である。

なお、これまでの学校規模に関する審議においては、学校における集団学習、集団生活の中では、学年運営に主眼が置かれることが多いことから、学年運営として望ましい学級数についての考え方をまとめるとともに、第1期の答申後の18学級を超える規模の小学校や12学級未満の規模の中学校の教育環境の状況を踏まえ、望ましい学校規模に準ずる規模として、次のとおり考えるものとする。

ウ 望ましい学校規模に準ずる規模

① 小学校

学年運営の観点からは、習熟度別指導などの多様な学習形態の取り易さや学年集団を見渡す場合においても大きな支障がない範囲として、上限を1学年4学級と考え、19学級から

24 学級までの範囲を望ましい学校規模に準ずる規模として考えるものとする。

なお、これまで、大規模な住宅開発等に伴う学校建設時には、小学校では、24 学級程度の規模を想定して設計しており、学校施設の状況に応じた考え方としても 24 学級までを望ましい学校規模の範囲に準じて考えることができる。

② 中学校

中学校では、学年運営としては、1 学年 3 学級以上であれば、教員の配置も含め、学校経営に大きな支障がないと考えられ、9 学級から 11 学級までの範囲を望ましい学校規模の範囲に準じて考えるものとする。

(3) 学校規模の定義

教育環境の整備・充実を図るためには、望ましい学校規模を目指していくことを基本的な考え方とし、規模ごとの対応等を検討する必要があるため、学校規模の目安について、本審議会では次のとおり定義する。

表－４ （単位・学級数）

学校規模	過小規模	小 規 模	望ましい 規模に準 ずる規模	望ましい 規 模	望ましい 規模に準 ずる規模	大 規 模	過大規模
小学校	～5	6～11	－	12～18	19～24	25～30	31～
中学校	－	3～8	9～11	12～18	－	19～30	31～

(4) 学校の配置と通学距離・時間

ア 学校の配置

学校の配置については、通学区域の中心、或いは、地域の拠点付近に位置することが望ましいと考えるが、実際には、地理的な要因などから、学校の位置が必ずしも通学区域の中心にない区域もあり、通学区域外の学校の方が、距離的に近い状況も生じている。

また、通学区域の中心、或いは、地域の拠点付近に位置していないことについては、通学区域と学校の位置関係の問題となるが、学校の位置は、容易に変更することはできないため、通学区域の変更により解消を図るものとなる。

しかし、通学区域の変更については、単に学校との位置関係の問題よりも、学校と地域との関わりなど通学区域の意義・役割を考えることも必要であるため、次項以下の審議と合わせて

検討するものとした。

学校の適正な配置とは、各々の学校規模、今後の児童・生徒数の推移、通学区域、地域の実情及び学校選択制の動向などの様々な条件を満たすことが理想的な配置と言えるが、そのために、全ての小学校・中学校を再配置することは、現実的な方法とは考えられない。

したがって、現在の学校の配置を基準として、小規模校の解消などにより学校の適正な規模を確保していく方法によるものとする。

イ 通学距離・時間

通学距離・時間については、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条第1項第2号で言う、通学距離は、概ね小学校4km、中学校6km以内とする規定は、市の西部地域などの一部を除けば概ね守られているが、この距離は、徒歩で概ね1時間となることや、多くの学校では、2km以内の通学距離となっている現状などから、あらためて通学距離・時間についての検討を行った。

なお、市の西部地域など一部の地域では、通学距離が2kmを超え、バス・電車等の公共交通機関を利用している通学区域もあり、小学校、中学校とも6km程度の通学距離となる地域がある。

また、市では、通学距離が2kmを超えて公共交通機関等を利用する場合は、通学費補助(※)を行っている。加えて、徒歩通学が困難で、さらにバス路線がないため、教育委員会がスクールバスを運行している地域がある。

通学費補助対象校(通学距離が2km以上となる学校) 表-5

	小学校(69校中)	中学校(37校中)
バス・電車を利用して通学している学校	6校	6校
バス・電車及び自転車利用して通学している学校	—	3校

通学距離・時間に関する児童・生徒の通学上の負担は、十分に配慮されるべきものであり、一定の通学距離・時間を過度に超えることは好ましくない。

しかし、市の地理的な特性や歴史的な経緯等及び交通機関等を利用して通学している状況も考慮すると、一律に適当な基準を当てはめることが難しい面もあったが、次のように審議内容をまとめた。

市では、通学距離が2kmを超える場合には、通学費補助を行っていることから、徒歩では、概ね2km程度までが通学負担の少ない距離と考えることができ、時間とすると2kmは、小学生で徒歩30分程度となる。

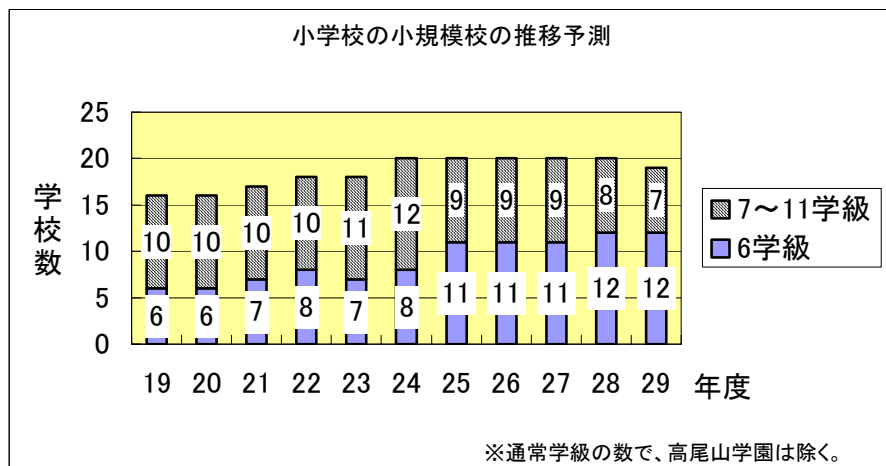
また、交通機関等を利用して通学する場合でも、過度な距離・時間は、児童・生徒の負担が大き
いことから、徒歩と同様に 30 分程度の通学時間が望ましいと考えられる。

したがって、通学時間・距離の上限は、小学校・中学校とも概ね 30 分程度、距離としては徒歩
では 2km 程度と考える。

(5) 小規模校の対応

① 小学校

グラフ-5



(平成 19 年度は実績値、20 年度以降は市教育委員会推計による。)

小学校の小規模校については、市教育委員会の推移予測によると、平成 19 年度現在、11 学級
以下の学校は 16 校であるが、5 年後、10 年後には、それぞれ、20 校、19 校と増加し、全学年が単
学級となる 6 学級規模の学校は、平成 19 年度現在、6 校に対し、5 年後、10 年後には、それぞれ、
8 校、12 校に増加すると見込んでいる。

また、これら小規模校においては、平成 16 年度から実施した、学校選択制の影響を受け、規模
がさらに縮小している学校もみられる。

学校の規模としては、学習・生活面、教育指導面及び学校運営面などから、1 学年複数学級を
維持・確保することが望ましく、これらの小規模校については、今後の児童数の予測や学校選択
制の動向を見ながら、対応を行う必要がある。

さらに、現在、6 学級規模の学校のうち、全学年の児童数が 50 名程度の学校もあり、今後、さら
に、児童数が減少すれば、複式学級が発生し、過小規模になることが懸念される。1 学年で 1 学級
を維持できない複式学級は、適切な教育環境を維持する上で、極力避けなければならない、早急な
対応を行う必要がある。

なお、複式学級になることを懸念し、平成 9 年度から特認校制度(※)を実施している小学校が
あり、制度を利用して市内他地域からの入学により、複式学級になることを回避できた。

しかし、学校選択制の実施後は、特認校制度を利用しての入学者が減少していることから、今後、特認校制度については、入学条件など制度の見直しを含め、目的や効果をあらためて検討していく必要がある。

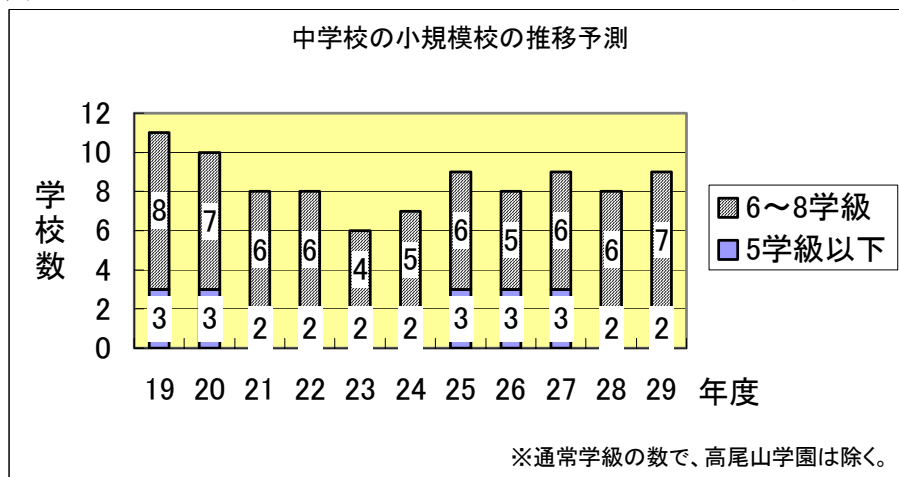
これらの小規模校の対応としては、原則として、複数の学校の統合により課題の解消を図るものとする。

なお、統合後に通学距離が長くなる地域は、公共交通機関の利用やスクールバスの運行など交通手段を確保する方策も同時に検討する必要がある。

また、交通手段を確保してもなお通学負担が大きい地域などでは、小規模校として存続させていくことも一つの方策であると考えられるが、規模による短所を補うことができるよう教育活動の工夫が必要になると考える。

② 中学校

グラフー6



(平成 19 年度は実績値、20 年度以降は市教育委員会推計による。)

中学校において、8 学級以下の小規模校は、平成 19 年度現在、11 校であり、5 年後、10 年後には、それぞれ、7 校、9 校と見込まれ、小規模化が直ちに進行している状況はみられない。また、1 学年で複数学級が維持できない 5 学級以下の学校数は、平成 19 年度現在、5 年後、10 年後、それぞれ、3 校、2 校、2 校となっている。

また、これら小規模校においては、小学校と同様に学校選択制の影響を受け、規模が縮小している学校がみられる。

中学校の小規模校への対応については、小学校同様、適切な対応を行うことが必要と考えられるが、学校選択制による今後の学校規模の動向にも十分に留意する必要がある。

また、中学校の通学区域は小学校の通学区域と比較し、広範囲であることから、学校の統合の場合には、統合後の適切な通学環境を維持することが困難と考えられる地域もある。

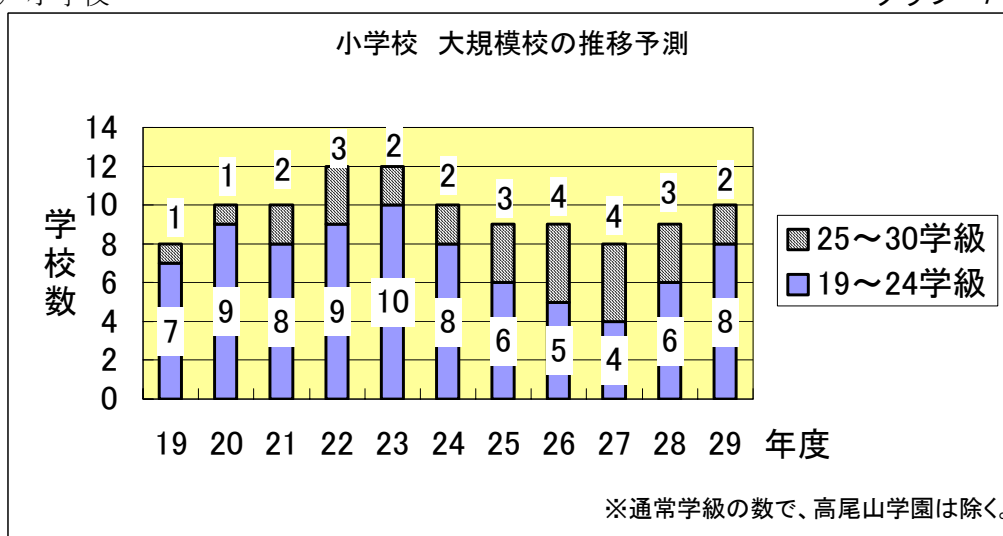
学校選択制及び通学区域等については、次項であらためて審議したところであるが、小規模化への対応としては、学校選択制や通学区域等の課題の検証、周辺の小学校との関係及び小学校の小規模校への対応などと合わせて適正配置を進めていくことが必要である。

長期的には学校の統廃合も視野に入れながら、当面は、小中一貫教育の実施等、小規模校として存続させていく方策も含め、地域の実情に応じた適切な対応を行うべきである。

(6) 大規模校の対応

① 小学校

グラフー7



(平成 19 年度は実績値、20 年度以降は市教育委員会推計による。)

小学校の大規模校の現状は、平成 19 年度、24 学級を超える学校は 1 校であるが、その後、4 校まで増加するが、10 年後には 2 校になると予測している。

このことの具体的な要因は、ニュータウン等の大規模な住宅開発によるものであり、いずれも、一時的な児童の急増によるもので、数年後には、24 学級を下回る規模になることが予測できる。

また、過大規模では、規模により様々な教育環境への支障が生じるものと考えられるが、30 学級を超える過大規模になるような学校は当面見込まれない。

大規模校の対応としては、通学区域の変更により解消を図ることができるものと考えられる。

しかし、八王子市の現状においては、大規模な住宅開発など一時的な児童数の増加に起因し、数年後には、24 学級程度の規模内になることが見込まれることから、教室数の確保など施設・設備面の対応が充分であれば、直ちに、通学区域の変更により大規模化の解消を図る方策が最善であるともいえない。

したがって、児童数の推移や学校選択制の動向等を的確に把握し、学校の施設・設備状況等を考慮し、通学区域の変更と施設・設備面の対応とを比較した上で、適切な教育環境を維持していくための方策を講じる必要がある。

② 中学校

中学校においては、当面 18 学級を超える規模の学校は、発生しないものと予測しているので、本審議会においては、基本的な考え方は小学校と同様と考えるが、具体的な対応等についての審議は除外した。

2. 通学区域による学校と地域の関係について

(1) 現状と基本的な考え方

通学区域とは、教育の機会均等などの観点から、児童・生徒の住所に応じ、就学すべき学校（指定校）を定めているものであり、通学の距離、地域のまとまり、幹線道路・鉄道・河川等の地形及び学校の規模等を考慮したものである。

しかし、現状の市内の通学区域は、指定校の方が指定校以外の学校より遠い場合や、町会・自治会等の区割りとは一致していない地域があり、学校と地域との関係を考えていく上では、通学区域の役割について、あらためて検討する必要があると考えられる。

学校選択制 結果推移(平成16年度～平成19年度)

表－6

小学校（新入学）					中学校（新入学）				
	16年度	17年度	18年度	19年度		16年度	17年度	18年度	19年度
新入学者数（人）	4,709	4,938	4,789	4,900	新入学者数（人）	4,364	4,276	4,409	4,496
選択希望者数（人）	450	516	547	662	選択希望者数（人）	583	721	757	811
上記割合（％）	9.6	10.4	11.4	13.5	上記割合（％）	13.4	16.9	17.2	18.0

表－7

平成19年度入学者 学校選択の理由(アンケート)

小学校	(%)	中学校	(%)
特色ある教育活動	3.3	特色ある教育活動	4.9
教師の熱意・指導	1.9	教師の熱意・指導	5.7
落ち着いた学校の雰囲気	3.7	落ち着いた学校の雰囲気	10.2
施設・設備の状況	2.8	施設・設備の状況	1.0
兄弟が通っている(卒業した)	27.1	兄弟が通っている(卒業した)	16.8
子どもの友人関係	14.6	子どもの友人関係	27.4
地域とのつながり	3.1	地域とのつながり	3.6
通学の距離・安全	29.4	通学の距離・安全	11.1
親の仕事の都合	5.9	学力・進学状況	2.9
学校の規模(児童数)	4.1	部活動	12.9
その他	4.1	その他	3.5

(平成19年4月現在)

市ではこれまで、保護者の指定校(就学校)変更の希望に対し、許可区域(※)の設定や最寄りの学校への就学の承認など、指定校以外の学校への就学希望に対する承認理由を拡大し、通学区域の弾力的な運用を図ってきた。

さらに、平成 16 年度から学校選択制を導入し、指定校以外への学校を児童・生徒及び保護者が選び就学することができるようになった。

学校選択制の選択理由によると、小学校は 3 割が「通学の距離・安全」を理由とし、通学区域外の近い学校を選択していることから、学校選択制は、学校の位置が通学区域の中心にないため、指定校の方が遠いという学校の配置についての課題を概ね解消している効果もあると言える。

一方、通学区域の弾力化や学校選択制の実施により、指定校以外の学校に就学する児童・生徒は、地域の活動等に参加する割合が減少しているという意見もあるなど、少なからず学校と保護者、学校と地域の関係に変化が生じているものと考えられる。

本市の学校選択制は、学校と地域との関係に配慮し、従前の指定校制度(通学区域制度)を維持しながら、受入れに余裕がある場合に、他の通学区域からの選択を受入れている制度である。

また、学校選択の割合から、8 割以上の児童・生徒は、これまでどおり、通学区域内の指定校に就学している現状も考えると、学校選択制の実施後も、学校と保護者及び地域との関係は、これまでどおり、通学区域制度を基本として考えていくことが妥当であると言える。

学校選択制の実施は、近年の保護者の学校に対する考え方の多様化への対応や学校教育の充実として、開かれた学校づくりや特色ある学校づくりの推進に寄与する制度であるが、地域コミュニティやPTA活動等への影響を懸念する意見もある。また、地理的な要因等から、学校の小規模化の進行を早めている面もあり、多くのメリットがある一方、少なからず課題も生じていると指摘できる。

(2) 今後の通学区域による学校と地域の関係

学校選択制については、制度の効果や学校、地域コミュニティやPTA活動等への影響等について多角的に検証していくことが必要であり、学校と地域との関係や地域コミュニティに影響が及ぶような問題点については、工夫や改善を図っていく必要がある。

しかし、学校選択により、他の地域から通う子どもや他の学校へ通う子どもも、共に広く地域の子どものと考え、地域で見守り、一緒に活動していくなど、今後、新たな学校と地域関係を築いていくという視点も大切である。

また、現状では、町会・自治会及び子ども会などの地縁的なコミュニティのほか、スポーツクラブや塾などを中心としたコミュニティ、小学校のサタデースクール(※)、中学校の青少年対策地区委員会(青少対)(※)など学校を中心としたコミュニティなど、コミュニティが多様化・重層化してきているが、これらのコミュニティ相互の情報交換や連携を図っていくことも大切である。

一方、学校教育の充実としては、市教育委員会の基本方針にも示されているとおり、保護者・地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」(※)を設置した「地域運営学校」の試行をはじめ、地域に開かれた学校づくり、地域と連携した特色ある学校づくりが進められており、また、子どもの安全対策を充実・推進していく上でも、今後、学校と地域とのいっそうの連携・協働が求められている。

これまで、学校と地域との関係は、通学区域を基本に築かれてきた経緯があり、また、学校は、地域のコミュニティや防災・災害時の拠点でもある。

このことから、通学区域は、町会・自治会等の地域のまとまりと整合性が取れていることが望ましい。

しかしながら、学校の規模や通学の安全確保及び歴史的な経緯等から、全市的な通学区域の再編成は現実的には難しいと考えられるので、地域の実情や意見を聴きながら、通学区域の設定が学校と地域との関係に支障を及ぼさないように配慮し、支障がある通学区域については、変更等の是正が必要であると考えられる。

今後は、町会・自治会等のまとまりと整合性のとれた通学区域により、学校と地域との関係をいっそう深めながら、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進め、また、地域の人材や社会資源を活用した特色ある学校づくりを推進していくべきものとする。

その中で、保護者・子どもの多様な価値観のもと、学校選択制により個々のニーズにも応じながら、通学区域制度を維持していくことが必要であるとする。

3. 小学校の通学区域と中学校の通学区域の関係について

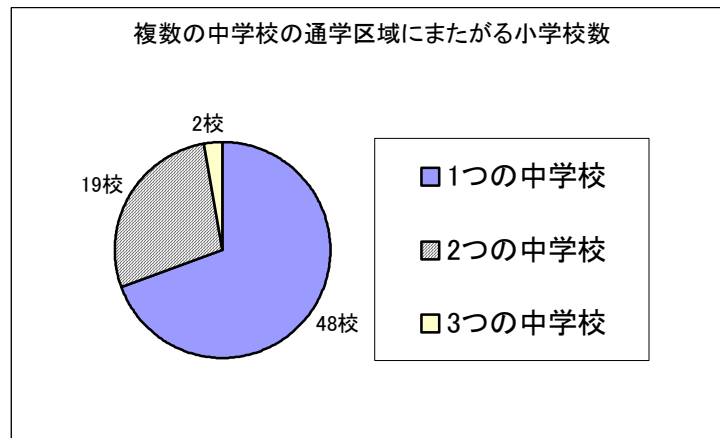
(1) 現状と基本的な考え方

市内では、歴史的な経緯、地理的な要因、学校の配置状況等の理由から、市内中心部をはじめ、小学校の通学区域と中学校の通学区域が一致していない地域が数多くある。

小学校と中学校の通学区域の関係をみると、1つの小学校の通学区域が2つ又は3つの中学校の通学区域にまたがる通学区域がある。

このため、学校選択制の中学校の選択理由も「友人関係」を理由とする比率は3割近くとなっている。

グラフー8



しかし、学校選択制は、一定の受入れ定員を設けた制度であるため、小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域に分かれている場合、必ずしも全員が希望どおりの中学校に就学できるものではない

また、前項の学校と地域の関係において挙げた地域の様々なコミュニティ活動の中で、青少年対策地区委員会(青少対)は、現在、全ての中学校の通学区域を単位とした活動を行い、家庭・地域・中学校が一体となり、青少年の健全育成を推進しており、さらに各地区では、小学校との連携も進めている。

そして、市では、義務教育 9 年間を見通した連続性、継続性のある教育活動を通じて、学力の向上や指導体制の充実を目的とした小中一貫教育を推進しているところである。

これらのことから、小学校と中学校の円滑な接続のための通学区域として、原則として、小学校2校と中学校1校が組み合わさった通学区域が望ましいと考える。

(2) 今後の小学校の通学区域と中学校の通学区域の関係

中学校の通学区域を単位とした青少年対策地区委員会(青少対)の活動をはじめ、各地域のコミュニティでは、小学校、中学校との連携を図っている場合が多く、小学校の通学区域と中学校の通学区域の整合性が図られていたほうがより円滑なコミュニティ活動が行えると考えられるが、通学区域の変更による地域活動への影響も考慮しなければならない。

したがって、小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがり、地域活動等に支障を及ぼしている場合は、通学区域の是正が必要であると考えられる。

また、小中一貫教育を推進していく上では、小学校と中学校の円滑な接続のために小学校の通学区域と中学校の通学区域が一致していることが望ましく、小中一貫教育を試行している地域や今後、実施する地域において、小学校と中学校の通学区域の整合性がとれていない場合には、地域のまとまりなどに配慮しながら通学区域を見直していく必要がある。

なお、その際には、隣接する小学校と中学校の適正配置も併せて考えていくことも必要である。

4. 安心・安全な通学環境について

(1) 現状と基本的な考え方

学校内の防犯、登下校時等の交通安全や不審者への対応など、安心・安全な通学環境の確保・整備をしていくことが重要なのは言うまでもないことである。

通学環境を具体的にみると、市内では、通学区域の設定上、交通量の多い幹線道路や鉄道、河川を横断する通学路や人目の少ない通学路、通学距離が長い地域などがあり、歩道や信号機の整備が必要な箇所や防犯上の注意が必要な場所も決して少なくはない。

現在、市では、校門のオートロック化や来校者の確認などの校内の対応をはじめ、通学路については、地域との連携を図りながら、保護者や学校安全ボランティア(※)の方々等により、通学路のパトロールや登下校時の子どもたちの見守りを行っている。

しかしながら、子どもへの安全対策には万全なものではなく、また、安全への取り組みは、継続していくことが何よりも大切である。

今後も、行政は、市民の安全・道路・公園等の関連所管及び警察等関係機関との連携を密にしながら、常に危機管理意識を持ち、いっそうの取り組みを行っていくことが望まれる。

また、学校選択制の実施により、通学区域外から通学する場合や指定校以外の学校に通学する児童・生徒の通学上の安全確保についても、保護者の責任に任せることに留まらず、あらためて対策を構築していくことが課題であると考ええる。

(2) 今後の安心・安全な通学環境

防犯面からも、学校と保護者・地域との関係は大切であり、通学路の危険箇所や不審者情報等、学校と保護者・地域住民が情報と意識を共有し、行政、学校、保護者及び地域住民の役割分担を明確にしながら、連携を図らなければならない。

また、市民に広く啓発しながら、地域ぐるみで子どもを見守る意識を高め、持続させていくことも

重要である。

安心・安全な通学環境については、歩道や信号機の設置、道路の整備や樹木の剪定など、行政が主体的に行うべきものについては、着実に整備・改善を行い、通学路の点検やパトロール、登下校時の見守り等については、学校と保護者・地域の連携による取り組みが円滑に継続できるよう、行政の支援の充実も必要である。

さらには、登下校の際、地域住民の声かけなどによる地域と子どもたちとのふれあいや子ども同士が快適に並んで歩くことができる歩道の整備など安心・安全に加えて、通学環境のあるべき姿をも捉えて、環境整備をおこなっていくことが大切である。

なお、学校選択制の実施に伴い、通学区域外から通学する場合や指定校以外の学校に通学する児童・生徒にも配慮し、各学校で作成している安全マップ(※)や通学路の点検等は、通学区域外の周辺部も含めるなどの対応や、近隣の学校間、地域間での情報交換等により、学校選択制を利用している児童・生徒への具体的な対応を行う必要がある。

また、八王子市は市域も広く、市境付近では、隣接する市の防犯面の情報や連携も必要であり、対策を進めていく必要がある。

同時に、交通事故や犯罪からは、自分の身は自分で守るという意識・行動を育む子どもたちへの安全教育を充実していくことが重要である。

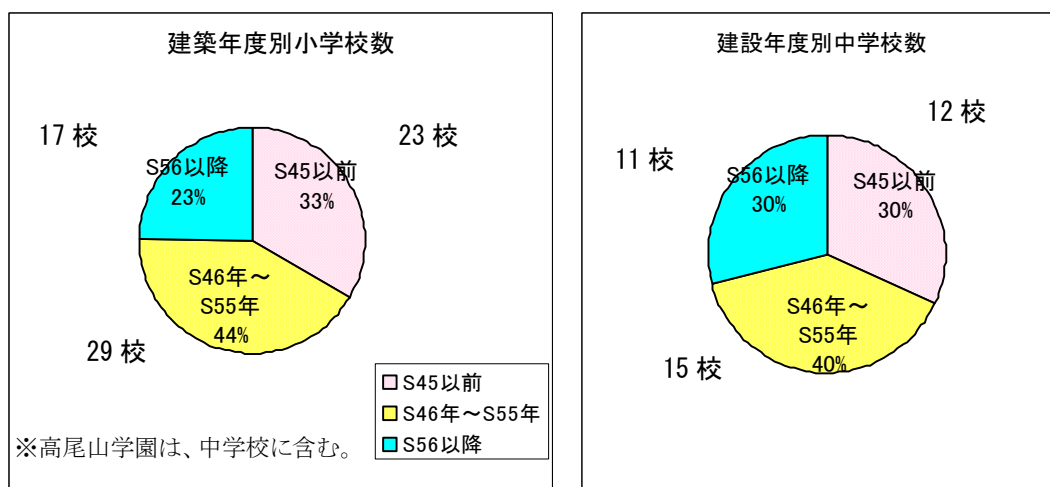
5. 学校の施設マネージメントについて

(1) 学校施設の維持管理

市内には、小学校が70校、中学校38校の市立学校(高尾山学園を含む。)があり、維持管理経費は、小学校では、1校当たり平均21,993千円、中学校では、平均19,409千円、全体では、小学校1,495,527千円、中学校737,550千円となっている。(平成18年度決算額)

学校施設については、昭和30年代に建設された学校もあり、今後、耐震化及び大規模修繕や改修が必要となる施設がある。

グラフー9



※資料は教育統計による。

※校舎の建設年度は既存の一番古い校舎の年度

平成 20 年度までの校舎と体育館の耐震化率は、小学校 52.9%、中学校 55.3%となり、平成 24 年度までに小・中学校とも完了する計画となっている。

改修については、校庭、屋上、電気設備等各項目に 10 年から 30 年のライフサイクルを設定し、向こう 3 年間の工事計画を策定して計画的に改修を行っている。

昭和 30 年代に建設された学校については、平成 13 年度から、校舎等の全面改築を行っており、現在、4 つの学校の改築に着手しており、内 1 校は工事を完了している。

学校施設の維持管理については、市の基本計画にあたる、「ゆめおりプラン(平成 15 年 3 月)」(※)や市の公共施設全般についての「施設白書(平成 14 年 3 月)」(※)及び「新たな施設展開(平成 18 年 7 月)」(※)等により、教育環境の整備・充実、適正な施設の維持管理、施設の有効活用といった視点による基本的な考え方に基づき計画を立てている。

しかし、昭和 30 年代に建設され老朽化している学校をはじめ、100 校を超える学校施設を抱え、維持管理経費も多く掛かり、今後、長期にわたり改築を避けることは難しいものと考えられる。

したがって、学校施設の改修や改築については、効率的な維持管理とともに計画的な改修や改築を行い、教育環境を整えていくことが大切であると考えられるが、近年では、子どもの安全や災害時の避難所の確保の観点から、耐震化を優先的に行ってきた経緯がある。

また、新設や改築による新しい学校施設と古い学校施設では、多様な学習形態への対応やバリアフリー化(※)など、施設・設備に差が生じている。

学校は、安心・安全な施設、充実した教育施設であることが求められるものであり、今後、学校施設の維持管理については、教育予算を有効に活用していく視点も含め、効率的な維持管理と長期的な改修・改築計画に基づき、着実に行っていくことが求められる。

その際には、「施設白書」や「新たな施設展開」でも挙げられている施設の存廃、施設の転用などの検討も不可欠と考えられることから、中・長期的な展望により、改築時には、学校の統合など適正配置の検討も行いながら計画を作成していく必要がある。

(2) 学校施設の有効活用

学校施設は、学校教育を目的とした施設であり、他の目的に優先して教育施設として利用されなければならないが、児童・生徒数の減少から、保有教室に余裕がある学校や統廃合により、廃止される学校については、市民全体の共有財産である公共施設として、十分に活用していくことが求められる。

現在、市内の学校施設は、校庭、体育館及び音楽室・図書室等の特別教室を休日や夜間に開放し、地域の体力づくり団体や青少年団体、子ども会、PTA等がスポーツ・学習文化活動等に利用し、小学校・中学校合わせて、年間延べ100万人もの市民が利用している。(平成18年度実績)

また、平日の昼間も利用可能な会議室やPTA室を設置している学校もあり、学校と保護者、地域住民とが連携した教育活動の拠点にもなっている。

さらに、全ての小・中学校は、余裕教室や敷地内に防災倉庫を設置した一時避難場所及び避難所として、災害時の重要な拠点施設となっているほか、市内70校の小学校の内31校には、学童保育所が設置され、17校で余裕教室を活用している。(14校については、校地内に専用施設を設置) 加えて、平成19年度からは、8校の小学校の校庭や教室等を利用し、放課後子ども教室(※)を試行している。

このように、現在、学校施設は、様々な市民ニーズに応えるために利用されており、今後も積極的に進めていく必要があるが、施設のバリアフリー化や施設の管理面などに課題がある。

最近、建設された学校では、学校施設を体育館や特別教室などの開放ゾーンと普通教室や管理諸室などの非開放ゾーンに区分けして配置し、保護者や地域住民が利用する際の利便性にも配慮した配置となっている。

今後は、学校施設としての利用以外にも配慮した施設づくりを行っていく必要があると考える。

さらに、地域によっては、将来的に児童・生徒の減少により、学校施設の役割を終え、転用を行う場合も想定しなければならず、改修・改築時には、このことも念頭におく必要がある。

市では、これまで、3地域・6小学校の統廃合を実施し、統合後、3つの学校が廃止された。

廃止した学校の後利用について見ると、不登校の児童・生徒に対応した新しいタイプの学校である高尾山学園、土地・校舎等の賃貸借契約による私立大学の利用、閉鎖された都立博物館の所蔵品の一時保管場所及び私立幼稚園の一時利用となっている。

適正配置を進めていく上で、統廃合を実施した場合の廃止した学校施設の活用については、地域のコミュニティやスポーツ・文化活動など地域の拠点となる施設の機能、防災時の役割、まちづくりと地域活性化など多角的な検討を十分に行い、また、跡地を一度手放すと、再取得は極めて困難であるとも考えられるので、市民との合意形成を図りながら、有効な活用を図ることが望まれる。

(3) 今後の学校施設のあり方

今日の学校教育を取り巻く環境は、特別支援教育(※)の実施、新たな教育施策の実施、多様な学習形態など急速に変化しており、教育環境の充実を図る上では、学校施設・設備面の対応も進めていかなければならない。

また、学校の施設・設備の現状を見ると、建築後 30 年以上経過した校舎も多く、最近、建設された学校と比較すると、多目的スペースの設置や学校開放に配慮した配置など、施設・設備面の違いも見られる。

児童・生徒の良好な学習環境として求められる学校の施設・設備としては、耐震、防犯及び防災等の安全の確保、多様な学習形態や特別支援教育への対応及び子どもたちの悩みや相談のための教室の確保、教室の暑さ対策、IT化への対応、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン(※)への対応、トイレ改修、環境への配慮などを挙げることができる。

また、小学生と中学生では、その体格に大きな差があるにもかかわらず、小学校と中学校の普通教室の面積が同程度である現状の課題を指摘する意見もあった。

市が現在着手している改築事業については、設計の段階から、これらの施設・設備について、学校、保護者及び地域住民の意見を反映できるよう検討会を設置しながら進めている。

今後、改築を行う際には、同様に検討会等を設置するなど地域住民等の意見を十分に取り入れるしきみを定着させていくことが大切である。

現在、喫緊の課題である学校・体育館の耐震化事業が優先的に進められており、平成 24 年度に完了する予定であるが、その後の改築や修繕等については、先に挙げたところの今後求められる施設・設備の整備・充実を図り、子どもたちの学習環境を整えていく必要がある。

なお、近年、小学校で採用されている教室と廊下との境がないオープンタイプの教室(※)については、特別支援教育を推進する上では課題があるとの意見もあり、今後、必要に応じて空間を仕切ることができるような工夫が必要であると思われる。

第3章 実現のための具体的な方策

1. 適正配置を推進するための具体的な方策

第2章においては、学校の規模や配置、学校と地域の関係、小学校と中学校の通学区域の関係、通学環境及び学校の施設について現状と課題を整理し、教育環境の整備・充実を図っていくための基本的な考え方、今後のあり方等についての検討を行った。

その際、特色ある学校づくり、学校選択制、小中一貫教育など「八王子市教育委員会の基本方針」に挙げられている様々な教育施策との関連についての議論も行った。

本審議会では、教育課程を踏まえ、公立学校としての適切な教育環境を整えていくことが重要であり、そのためには、地域の実情等を考慮しながら、適正配置・適正規模の確保を推進しなければならないと考えた。こうした教育基盤を整備した上で、教育活動の様々な工夫や特色ある学校づくりなどが展開される必要がある。

また、本審議会答申後、教育委員会が適正配置を着実に実施していくためには、市民の理解及び当該地域における保護者と住民との合意形成も不可欠である。したがって、本章では、望ましい学校の規模を維持・確保し、適正配置を推進してゆくための具体的な方策を述べるものとする。

(1) 望ましい規模の学校にするための方策

ア 小規模校への方策

小学校は11学級以下、中学校は8学級以下の学校について、小規模による課題を解消するためには、次のような方策が考えられる。

なお、原則として、規模のより小さい学校から解消を図っていくことが望ましい。

① 複数の学校の統廃合

近接した学校があり、統合後の規模や通学距離・時間(概ね2km又は徒歩30分程度)に大きな支障がない場合には、統合により小規模の解消を図る。

また、周囲に近接した学校がなく、いずれかの学校へ統合した場合には、通学負担が大きくなる小規模校については、路線バス等の公共交通機関等の利用やスクールバスの運行など通学手段の確保についても併せて検討する必要がある。

② 小規模校の周囲の複数校との通学区域の再編成

学校の統合の場合は、児童・生徒に配慮し、廃止される学校の在校児童・生徒が複数の学

校に分かれて統合するような方策は、極力避けるべきである。

しかし、①による統合の場合において、周囲の学校との配置状況により、統合後の通学区域の設定に偏りが生じる地域については、在校児童・生徒が一つの学校に統合した後、廃止した学校の通学区域を周辺の複数の学校の通学区域に編入し、周辺の学校も含めた適正配置を行う方法も考えられる。

③ 適正規模化が図られない場合の方策

小規模校の課題を解消する方策は、原則として、①と②によるものとするが、本市の地理的な特性から、統合できる学校が近接になく、交通手段を確保してもなお通学負担が大きい地域などがある。

このような地域では、実情に応じて小中一貫教育や特認校制度などを基盤に、学習・生活面、教育指導面及び学校運営面などの規模的な課題を、学習指導の工夫や近接校との連携、教職員の配置などにより補い、小規模校の利点を生かしながら、地域に開かれ特色ある学校づくりをいっそう推進し、小規模校として存続させていくことも一つの方策であると考えられる。

なお、小中一貫教育実施校や特認校により小規模校を存続させる場合においては、効果・実績を十分に検証していくことが必要である。

イ 過小規模校への方策

本市では現在、過小規模校(複式学級のある、学校規模が1～5学級の小学校。12 ページの表参照)はないが、今後の児童の減少により、過小規模になることが懸念される学校がある。

2つの学年で1つの学級編制となる複式学級は、教育環境上、大きな課題があると言え、避けなければならない。

今後の児童数の推計により、過小規模校になることが予測できた時点で、それを回避するために早急な対応を行うべきである。

ウ 大規模校への方策

現状では、18 学級を超える規模となる中学校は当面見込まれないが、小学校については、24 学級を超える規模の学校があり、住宅開発などによる一時的な児童数の増加によるものと見込んでいる。

一時的な増加の場合には、施設の増築や設備の整備による対応も1つの方策として考えられるが、同時に第2章に挙げた「大規模校における課題」等への対応や指導の充実を図るために、学校経営の工夫や加配教員・指導補助者等の相応な配置を行うなど適切な教育環境を維持していくことが必要である。

しかし、長期間、大規模な状態が続くことが見込まれる場合は、学校選択制による他の通学区域からの受入れの抑制や通学区域の変更により、大規模校の課題を解消するものとする。

なお、通学区域を変更する際は、在校生や地域のまとまり及び通学環境への配慮や学校選択制を実施していることから、変更後も従前の指定校に希望すれば就学が可能となるよう、柔軟な措置などについても検討する必要がある。

今のところ 30 学級を超える過大規模校が発生する見込みはないが、今後、新たな住宅開発等により、過大規模校が発生すると見込まれた場合は、過大規模の期間がどの程度の期間に及ぶのかを的確に推計し、通学区域の変更や学校の分離新設を検討することが必要である。

(2) 検討会等の設置による適正配置の推進

適正配置を推進する上では、小規模校・大規模校に該当するからといって、直ちに、学校の配置や規模の適正化を実施するものではなく、一定の手順を経ながら進めていくことが適切である。

そのためには、対象となる学校の今後の児童・生徒数の推移を的確に把握した上で、当該地域の保護者・地域住民等への説明会を実施し、学校の規模や通学環境等の現状や課題及び公立学校としての望ましい教育環境について共通認識を持つことから着手する。

次に、具体的に規模等の課題を解消する方策について、学校及び保護者・地域住民等の関係者で組織する「地域別の検討会」を設置するなど一定のルールづくりと関係者との合意形成を図りながら進めていくことが必要である。

検討する具体的な内容については、地域の実情を踏まえ、子どもたちに資する公立学校としての教育環境の整備・充実を念頭に、次項で述べる留意事項の検討を経て、統廃合の是非を含めた検討内容と考える。

なお、子どもたちの教育環境や保護者、地域住民への影響を考慮すると、検討会等による協議期間が長期に及ぶことは好ましくなく、概ね 1 年程度で結論を導くことが適当である。

また、地域ごとへの説明会、検討会を実施しながら円滑な合意形成を図っていくためには、専属的な部署及び担当者を配置するなど、教育委員会の組織体制を十分に整えていくことも望まれる。

(3) 適正配置を推進する場合の留意事項

ア 地域のまとまりへの配慮

第 2 章で述べたとおり、学校と地域の関係は、通学区域制度を基本とする考え方から、学校の統廃合により適正配置を進める場合においては、地域のまとまりに十分に配慮しなければならない。

統合する学校の通学区域が、町会・自治会等のまとまりと整合が取れていない場合には、統合を機会に通学区域も見直すなど、統合後の新しい学校が円滑に地域と連携が取れるよう配慮することが必要である。

さらに、学校の統合時には、統合前のそれぞれの学校と地域の良好な関係を継承しながら、新たな学校と地域の関係を構築していくこととなるが、子どもたちが地域に早く馴染むことができるように、町会・自治会をはじめとする地域の様々なコミュニティや青少年対策地区委員会（青少対）をはじめとする育成団体等と十分に協議しながら準備を進めていくことが重要である。

イ 小学校と中学校の通学区域の整合性への配慮

統廃合により適正配置を進める場合においては、小学校と中学校の円滑な接続のために、1つの小学校の通学区域が2つ又は3つの中学校の通学区域にまたがる通学区域の是正など小学校の通学区域と中学校の通学区域の整合性にも配慮することが必要である。

ウ 通学環境への配慮

登下校時の子どもたちのへの安全の確保は、十分に配慮することが必要であるが、統廃合により適正配置を進める上では、統合後に通学の距離や時間が増える地域が発生することは避けられない。

その際には、新たな通学路について、信号機や横断歩道の状況や人目が行渡りにくい場所などを事前に把握し、行政、学校、保護者及び地域とが対応を十分に協議していくことが必要である。

安全の確保については、第2章で述べたところの通学路の整備、保護者・地域住民との連携などの基本的な対応に加えて、地域の実情に応じて、子どもたちが通学に慣れるまでの一定の期間、通学指導員等を配置するなど十分な対策を講じていくことも必要である。

なお、安全の確保の観点からは、統合後に交通手段を確保しなくてはならない場合の一定の通学距離の基準についても柔軟に考えていくことが必要である。

エ 廃止される学校への配慮

小規模校の課題を解消するために学校の統廃合を行う場合では、当然ながら廃止される学校があり、その際の子どもたちや保護者、地域住民に及ぼす影響へも配慮が必要である。

しかし、学校の伝統や学校の存廃を着眼とした協議では、統廃合の議論が進捗しないことも想像できる。したがって、統廃合を進めていく上では、公立学校としての教育環境の維持・向上を目的とし、現在の子どもと未来の子どもたちのための新しい学校づくりという視点にたつことが重要である。

その上で、廃止される学校の教育活動や伝統及び子どもたちへの配慮を十分に考えていく必要があり、例としては、統合の前後における子どもたちの心理面への対応としてカウンセラ

一の配置や記念誌の発刊、統合後の学校へのメモリアルコーナーの設置などを挙げることができる。

また、学校の跡地の利用についても、地域づくりやコミュニティに活用できるように、地域住民の意見を十分に反映できるように配慮する必要がある。

オ 新しい学校づくりという視点

統合の際には、従前の各々の学校がその地域に果たしてきた歴史的な役割などを踏まえた上で、将来を見据えた新たな学校づくりを行っていく視点が不可欠である。

その際には、施設・設備、児童・生徒の交流及び学校名等について、統合前の準備段階から計画的に進めていくことが大切である。

また、統合による小規模校の課題の解消と併せて、教育環境を充実させていくために、地域運営学校や小中一貫校など新たな教育制度への取り組みや多様な指導方法の導入など教育改革を進めていくことも考えられる。

なお、施設・設備については、第 2 章の今後の学校施設のあり方で述べたところの教育環境の変化に対応した施設・設備の整備を優先的に行っていくことも必要であると考えられ、また、新たな学校として地域のシンボリックな役割を果たすような外観や機能を持たすことも有効である。

2. 適正配置の推進と併せた取り組み

本審議会では、子どもたちのための望ましい教育環境の整備・充実の観点から、適正配置・適正規模、学校と地域の関係、小学校と中学校との通学区域の関係、通学環境及び学校施設について審議し、基本的な考え方をまとめ、適正配置を推進するための具体的な方策を示してきた。

その経過の中で、第 2 章の各項では、学校の規模に関わらず生じている課題も明確となった。

これらの事項についても、教育環境の整備・充実のために、適正配置の推進と併せて、着実な実現を望むものであり、次の項目について方策を挙げるものとする。

ア 通学区域の変更

学校選択制が実施され、通学区域が弾力化された現状においても、学校と地域の関係や小学校と中学校の関係において、通学区域の果たす役割には、一定の意義が認められるところである。

したがって、町会・自治会等を分割している通学区域や小学校と中学校の通学区域が整合していない地域において、地域コミュニティや学校と地域の関係に支障をきたしている場合に

は、地域からの要望等に基づき、学校の規模に支障がない範囲で通学区域の見直しを行うものとする。

また、これら通学区域の変更方法については、広く市民に周知していくことも必要である。

イ 新たな学校と地域の関係づくり

保護者の価値観や地域コミュニティの多様化をはじめ、著しい社会状況の変化の中、今後の学校教育のあり方として、保護者及び地域住民の教育活動等への参画やいっそうの連携が求められている。

そのためには、新たな教育制度としての小中一貫教育や地域運営学校の実施、地域の社会資源や人材を活かした特色ある学校づくりをいっそう進めていく必要がある。

今後も学校は、これまで学校を支えてきた町会・自治会等の地縁コミュニティを大切にしながら、スポーツや文化活動をはじめとする地域を越えたコミュニティとも連携を深めるとともに、地域の小学校と中学校相互の連携を加えた学校と地域の関係づくりを進めながら、地域の実情に応じて、学校を中心とした新たなコミュニティづくりを目指していくことも必要である。

ウ 学校選択制の検証

本市の学校選択制は、通学区域制度を維持した上で実施していることから、学校と地域の関係にも配慮した制度であるといえるが、実施後 4 年が経過していることから、学校と地域の関係、保護者や教職員の意識の変化及び学校経営への影響などを含め、学校選択制の成果や課題を十分に検証していくことが必要である。

なお、小中一貫教育を進めていく上では、学校選択制を利用して小学校に入学し、一貫教育の対象となる中学校へ進学する場合に、優先的に入学できるなど、制度の改善についても検討すべきものである。

エ 安心・安全な通学環境の整備

第 2 章で述べた登下校時の交通安全や不審者への対応など安心・安全な通学路の確保・整備については、行政、学校及び保護者・地域との連携・協働により着実に実行していかなければならない。

しかし、学校選択制の実施により、通学区域外からも児童・生徒が通学する状況となっているものの、通学路は通学区域内の範囲で設定している。

安心・安全な通学環境を確保していく上では、通学区域の弾力化に応じて、通学区域外から通学する子どもへの対応を検討していく必要がある。

オ 新たな施設整備指針の作成

市内には 100 校を超える小学校・中学校があり、耐震補強工事、改築や大規模改修など学校施設の維持管理については、財政面も含めて長期的な展望が必要であり、また、社会状況などの環境の変化に即した施設・設備の整備・充実が求められている。

さらには、学校施設の多目的な利用への市民ニーズに応えていくことも必要である。

これらの学校施設についての現状等については、第 2 章で一定の考え方をまとめたところであるが、本審議会としては、別途、検討会等を設置しながら、新たに施設整備指針等の作成が必要であるとする。

なお、指針等は保護者をはじめ広く市民に周知するなど積極的な情報提供を行いながら、今後の学校施設のあり方について、行政と市民が現状認識や考え方を共有していくことも重要である。

おわりに

本審議会では、教育委員会からの諮問を受け、全 14 回の会議を開催し、八王子市の子どもたちのための望ましい教育環境について、学校の配置や規模と併せて子どもの安全や学校と地域との関係、そして、学校選択制をはじめとする新たな教育制度等との関連も含め、公立学校とはどうあるべきかという観点に立ち議論を行いました。

昨年12月には、一定の考え方を中間報告としてまとめ、公表しました。そして、多くの市民からいただいた意見を参考にしながら、さらに審議を深め、ここに最終的な答申をまとめました。

市民からいただいた意見には、教育環境の充実や子どもの安全を切に願う保護者の意見もあり、審議会ではその想いも汲みながら議論をしたところですが、学級編制基準の見直しなど、教育委員会からの諮問の範囲を超える内容もありました。

よって、中間報告に対する意見につきましては、今後の教育委員会の施策の検討等に役立てていただくよう、本答申と併せて教育委員会に提出することとしました。

また同時に、特色ある学校づくりをはじめとする、現在進められている様々な教育施策について、八王子市の教育を今後どのように展開していくかを市民に明確に示して、施策の理解・浸透を図ることも必要であると考えます。

今後も少子化の進行が見込まれる中、学校の適正配置を進めていくことは、次世代を担う子どもたちのための望ましい教育環境の基盤を整えることであり、さらには、学校と地域との関係を踏まえた地域づくり・まちづくりにもつながります。

したがって当然のことながら、学校の適正配置を進めていくためには、市民の十分な理解が不可欠です。より多くの市民に本答申をご覧いただき、本答申の実現にご協力いただきたいと思います。

今後、教育委員会においては、本答申に基づき、実現のための具体的な方針を明確にし、また、児童・生徒数の変化や学級編制基準の動向など社会情勢の変化等に柔軟に対応しながら、着実に適正配置を推進していくことを要望します。

□ 八王子市立学校適正配置等審議会(第3期)委員名簿

平成19年1月31日委嘱

選出区分	氏名	所属・役職等
学識経験者	◎屋敷 和佳	国立教育政策研究所 総括研究官
市立学校の校長	志田原 節子	みなみ野小学校長
	加藤 重義	陵南中学校長
市立学校の教員	菊地 初美	第四小学校主幹
	平山 雅巳	第七中学校主幹
市立学校の児童又は生徒の保護者	市川 渉	八王子市立小学校 PTA 連合会副会長
	金山 滋美	八王子市立中学校 PTA 連合会役員
町会関係団体を代表する者	○田中 好雄	八王子市町会自治会連合会会長
	伊藤 義正	八王子市町会自治会連合会役員
青少年関係団体を代表する者	小林 岩男	八王子市青少年対策地区委員会連絡会会長
	長谷川 忠夫	八王子市子供会育成団体連絡協議会役員
公募による市民	碓井 恵夫	公募による市民
	佐々木 彰代	公募による市民

(◎会長 ○副会長 学識経験者等選出区分別に掲載 敬称略)

□ 審議経過

	日 時	審 議 内 容
第 1 回	平成 19 年 1 月 31 日(水)	会長・副会長の選出、審議の進め方について
第 2 回	平成 19 年 2 月 26 日(月)	適正配置・適正規模について
第 3 回	平成 19 年 3 月 30 日(金)	望ましい学校の規模について
第 4 回	平成 19 年 5 月 18 日(金)	学校の配置について、通学の距離・時間について
第 5 回	平成 19 年 6 月 22 日(金)	学校と地域の関係について 小学校と中学校の通学区域について
第 6 回	平成 19 年 7 月 24 日(火)	学校と地域の関係について、小学校と中学校の通学区域について、安心・安全な通学環境について
第 7 回	平成 19 年 8 月 22 日(水)	これまでの審議のまとめ 学校の施設マネジメントについて
第 8 回	平成 19 年 9 月 20 日(木)	学校の施設マネジメントについて
第 9 回	平成 19 年 10 月 23 日(火)	実現のための具体的な方策について
	平成 19 年 11 月 2 日(金)	小中一貫教育モデル校研究発表会参加(於:加住小学校)
第 10 回	平成 19 年 11 月 26 日(月)	中間報告(素案)について
第 11 回	平成 19 年 12 月 18 日(火)	中間報告(素案)について
中間報告の公表及び市民意見の募集(パブリック・コメント) 平成 20 年 1 月 1 日～2 月 1 日		
第 12 回	平成 20 年 2 月 12 日(火)	パブリック・コメントについて、今後の答申について
第 13 回	平成 20 年 3 月 17 日(月)	パブリック・コメントに対する考え方について、 答申の取りまとめ
第 14 回	平成 20 年 3 月 31 日(月)	答申の取りまとめ、答申の提出

※ 会議要録は、市内図書館、学校教育部学事課及び下記のホームページでご覧いただくことができます。

八王子市教育委員会のホームページ（八王子市立学校適正配置等審議会）

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kyoiku/kyoikujoho/013616.html>

